

山 監 査 第 1 7 5 号

平成29年(2017年)11月27日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【外局等関係】

1 山陽総合事務所市民窓口課

[問題点 自動車臨時運行許可制度について]

- ア 許可証の返納時期を大幅に経過しているものがある。適切な事務手続きを行うとともに、特定の常習者については関係機関と協議し適切な処理を検討されたい。
- イ 一つの申請書に運行目的が複数記入されているものがある。一目的一許可の原則に則り、適切に処理されたい。
- ウ 運行許可日が自賠責保険期間内でないものがある。チェック体制などに不十分な点がないか再度確認、検討し、適切に処理されたい。
- エ 同一車輻で同一目的、同一経路で申請を繰り返しているものがある。なお、当該申請者は毎回返納期間が大幅に経過している。適切な指導及び処理をされたい。

[改善措置]

- ア 有効期間から5日経過後に返納がない場合は、電話催促を行い、1ヶ月経過後も返納がない場合は、督促文書を送付する。督促文書送付後も返納がない場合には、返納期限を記載した催告文書を送付する。返納期限経過後も返納がない場合には、不正使用とみなし、警察・陸運支局に相談、協議し、必要な場合には法的手続きを進める。
- イ 主となる目的を聞き、一申請につき一つの目的を記入してもらう。
- ウ 受付担当者一人の確認では限界があるため、別の係員が必ず確認を行うこととする。
- エ 今後は、同一車輻に係る許可を反復継続して行うことは、制度の目的に矛盾するため、同一車輻に係る申請が複数回提出された場合には、合理的な理由がない限り許可できないことを説明し、処理していく。